

日本管更生工業会
定 款

特定非営利活動法人
日本管更生工業会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2 - 6 - 6

電 話 0 3 - 3 2 5 7 - 0 0 7 7

F A X 0 3 - 3 2 5 4 - 7 7 4 2

日本管更生工業会定款

第1章 総則

第1条（名称）

本法人は、特定非営利活動法人日本管更生工業会と称する。

第2条（事務所）

本法人は、主たる事務所を東京都千代田区内神田二丁目6番6号第二柴田ビル3階に置く。

第3条（目的）

本法人は、広く一般市民を対象として、技士認定研修会及び認定試験などを通じ管更生技術の普及及び向上を図ることで、水質の保持改善等広く日本国内ひいては国際社会の環境改善に資することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

本法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- 1 社会教育の推進を図る活動
- 2 環境の保全を図る活動
- 3 国際協力の活動
- 4 以上の活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

第5条（事業の種類）

本法人は、第3条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 管更生技術の進歩改善のために必要な事項の調査研究開発並びに促進事業。

- (2) 管更生技術の啓蒙と普及、技士認定研修会及び認定試験などに関する事項事業。
- (3) 水質の調査研究及び保持改善の促進事業。
- (4) その他本会の目的を達成するための必要事項事業。

第2章 会 員

第6条（会員の種別）

本法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって、特定非営利活動促進上の社員とする。

1 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

2 賛助会員

この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体。

第7条（入会）

- 1 会員の入会については、特に条件は定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

三親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

第15条（職務）

1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第16条（任期等）

1 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第18条（解任）

- 1 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第19条（報酬等）

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

第20条（種別）

- 1 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第21条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第 2 2 条（総会の権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）
- (9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

第 2 3 条（総会の開催）

1 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合には開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

第 2 4 条（総会の招集）

- 1 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第25条（総会の議長）

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

第26条（総会の定足数）

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。

第27条（総会の議決）

- 1 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第28条（総会での表決権等）

- 1 各正会員の表決権は平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第29条（総会の議事録）

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名捺印又は署名しなければならない。

第30条(理事会の構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第31条(理事会の権能)

理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第32条(理事会の開催)

理事会は、次に掲げる場合には開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

第33条(理事会の招集)

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第34条(理事会の議長)

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第35条（理事会の議決）

- 1 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第36条（理事会の表決権等）

- 1 各理事の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第37条（理事会の議事録）

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名捺印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

第38条（構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第39条（区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第40条（管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

第41条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

第42条（会計区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

第43条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年1月1日より始まり12月31日に終る。

第44条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第45条（暫定予算）

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立し

ないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第46条（予備費）

1 予算超過又は予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

第47条（予算の追加及び更正）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第48条（事業報告及び決算）

1 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款変更、解散及び合併

第50条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第32項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

第51条（解散）

1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会に決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第52条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第32項に規定する法人のうちから総会において選定したものに譲渡するものとする。

第53条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

第54条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行ふ。

第9章 事務局

第55条（事務局の設置）

- (1) この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- (2) 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

第 5 6 条（職員の任免）

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第 5 7 条（組織及び運営）

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 1 0 章 雑 則

第 5 8 条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- 1 . この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 . この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 . この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。
- 4 . この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 18 年 12 月 31 日までとする。
- 5 . この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 . この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正 会 員（個人・団体）	1 0 0 , 0 0 0 円
	賛助会員（個人・団体）	1 0 0 , 0 0 0 円
(2) 年会費	正 会 員（個人・団体）	6 0 , 0 0 0 円
	賛助会員（個人・団体）(一口)	6 0 , 0 0 0 円
		(一口以上)

- 7 . 新しく工法元として登録するものは、新工法元登録料として10万円を納付する。

日本管更生工業会入会手続

1. 正会員

本会の目的に賛同して入会を希望する者で、公知の管更生工事を業とする法人または個人。

資 格

管工事業の認可を受けた者で、管更生工事の施工実績が充分にあり、かつその技術が一応の水準に達したと思われる者。

入会手続

入会を希望する者は、入会申込書及び正会員の推薦書と施工実績表及び技術に関する資料を会長に提出する。

2. 賛助会員

本会の目的に賛同して入会を希望する者で、管更生技術並びに関連する機材の開発メーカー及び代理店並びに管老朽度調査を業とする法人・個人並びに本会の事業推進に必要な法人・団体・個人。

入会手続

入会を希望する者は、入会申込書及び正会員の推薦書を会長に提出する。

なお、診断作業を行う者については、使用機器等の資料及び施工実績を別に会長に提出する。

3. 名誉会長・名誉会員

本会に功労のあった者または学識経験者で、理事会で推薦された者。

4. 会費規定

(1) 年会費

正会員 60,000円

賛助会員 60,000円

協賛団体会員 別に定める。

(2) 入会金

入会金は、100,000円とする。

(3) 特別会費

必要ある場合、理事会の決議により特別会費を徴収することができる。

入 会 申 込 書

特定非営利活動法人
日本管更生工業会
理事長 殿

日本管更生工業会の趣旨に賛同し_____会員として入会を申し込みます。

平成 年 月 日

申込法人名_____

代表者氏名_____印

但し、申し込みの詳細は以下のとおりです。

住所・電話_____

申込法人名_____

申込代表者_____

申込担当者名（今後の連絡はこの方に差し上げます）

氏 名 _____

所 属 _____

役 職 _____

（注）会員種別（正会員、賛助会員）

添付書類 会社概要、会社経歴書、推薦書、その他必要な書類。